

令和元年10月  
岡山県教育庁義務教育課  
生徒指導推進室

**【資料1】調査の概要**

＜調査対象期間＞

平成30年度間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

＜調査対象＞

岡山県内すべての小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	388	101,099
中学校	164	51,267
中等教育学校	2	1,067
高等学校	88	56,364
特別支援学校 ※	16	2,332
計	658	212,129

※ 特別支援学校については、いじめに関する調査のみ実施

**【資料2】いじめを認知した学校数、認知件数、解消率 等**

- ・ きめ細かい把握と対応に努めた結果、いずれの校種も増加しており、特に小学校の増加が著しい。
- ・ いじめの解消率については、微増ではあるが上昇している。

＜国立・公立・私立 計＞ ※県…岡山市（政令市）を除く公立学校

年度	認知した学校数	認知件数		いじめの解消率（%）			1校当たりの件数		1000人当たりの件数		
	岡山県	岡山県	※県	岡山県	※県	全国	岡山県	全国	岡山県	※県	全国
平成28年度	455	2,229	—	93.9	—	90.5	3.3	8.6	10.3	—	23.8
平成29年度	554	2,866	1,726	78.3	75.1	85.8	4.3	11.1	13.4	13.1	30.9
<b>平成30年度</b>	<b>598</b>	<b>3,927</b>	<b>2,850</b>	<b>79.5</b>	<b>76.8</b>	<b>84.3</b>	<b>5.9</b>	<b>14.6</b>	<b>18.5</b>	<b>21.1</b>	<b>40.9</b>

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ —はデータなし。

○ 「いじめの解消率」：解消しているもの ÷ 認知件数 × 100

○ いじめの解消については、平成28年度調査から定義が次のとおり変更となっている。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（3か月が目安）していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることの2つの要件が満たされている必要があり、状況に応じて他の事情も勘案して判断する。

## <校種別：国立・公立・私立 計>

小学校								
年度	校数		件数		解消率 (%)		1校当たり件数	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国	岡山県	全国		
H28	265	1,246	94.7	91.2	3.1	11.7		
H29	328	1,617	80.4	86.5	4.1	15.7		
<b>H30</b>	<b>356</b>	<b>2,502</b>	<b>78.8</b>	<b>84.7</b>	<b>6.4</b>	<b>21.3</b>		

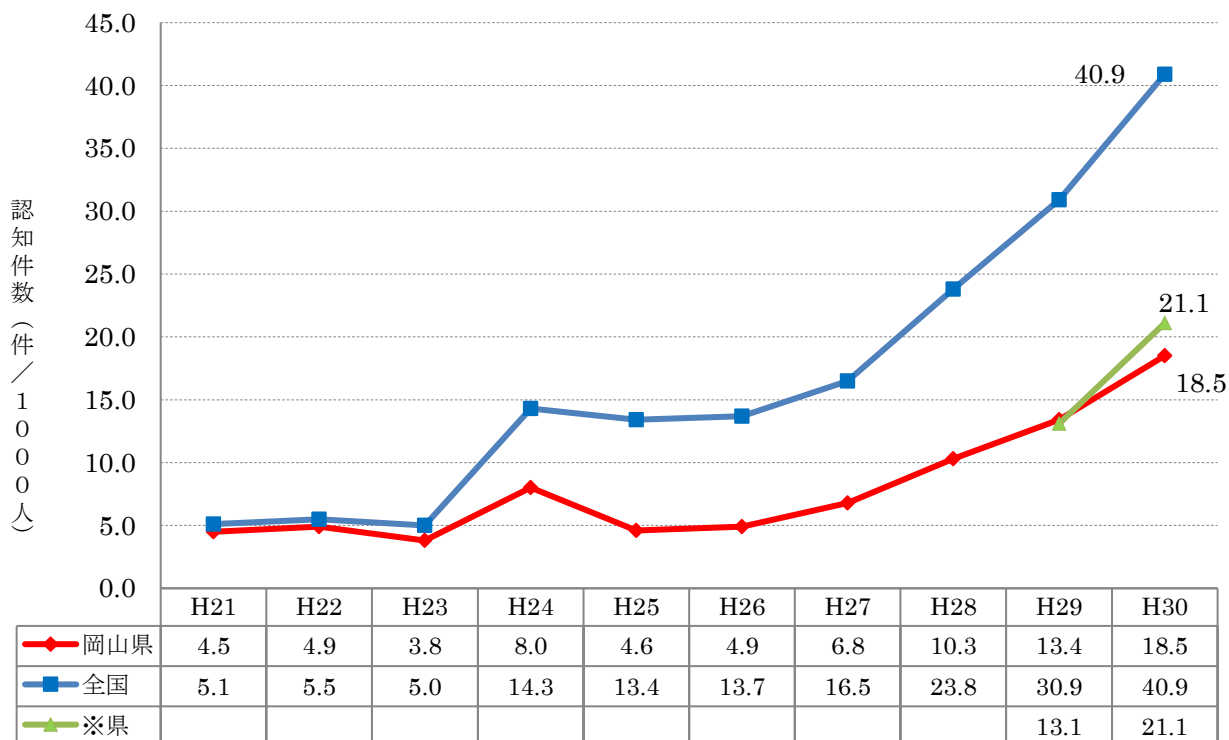
中学校								
年度	校数		件数		解消率 (%)		1校当たり件数	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国	岡山県	全国		
H28	126	653	92.6	88.9	3.9	6.8		
H29	149	858	74.4	83.8	5.2	7.7		
<b>H30</b>	<b>160</b>	<b>957</b>	<b>78.0</b>	<b>82.9</b>	<b>5.8</b>	<b>9.4</b>		

高等学校								
年度	校数		件数		解消率 (%)		1校当たり件数	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国	岡山県	全国		
H28	54	270	91.5	89.1	2.9	2.3		
H29	64	307	82.4	84.5	3.3	2.6		
<b>H30</b>	<b>70</b>	<b>355</b>	<b>86.2</b>	<b>83.0</b>	<b>3.8</b>	<b>3.1</b>		

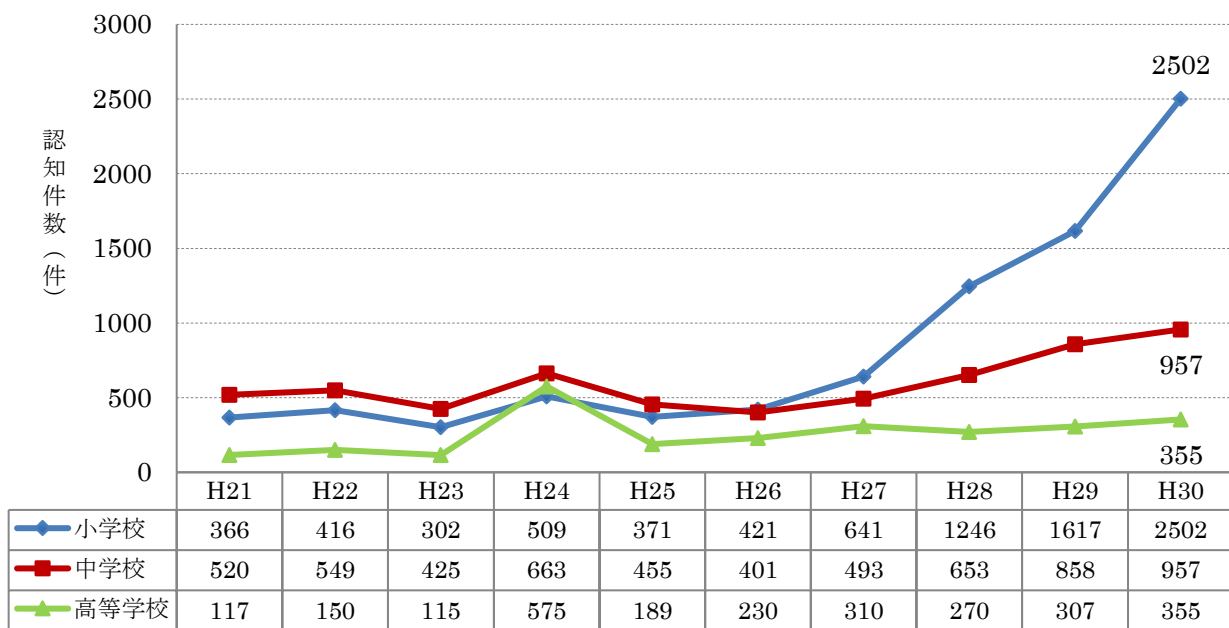
特別支援学校								
年度	校数		件数		解消率 (%)		1校当たり件数	
	岡山県	岡山県	岡山県	全国	岡山県	全国		
H28	10	60	68.3	79.0	3.8	1.5		
H29	13	84	63.1	76.1	5.3	1.8		
<b>H30</b>	<b>12</b>	<b>113</b>	<b>87.6</b>	<b>80.2</b>	<b>7.1</b>	<b>2.3</b>		

※ 中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む（以下、同じ）。

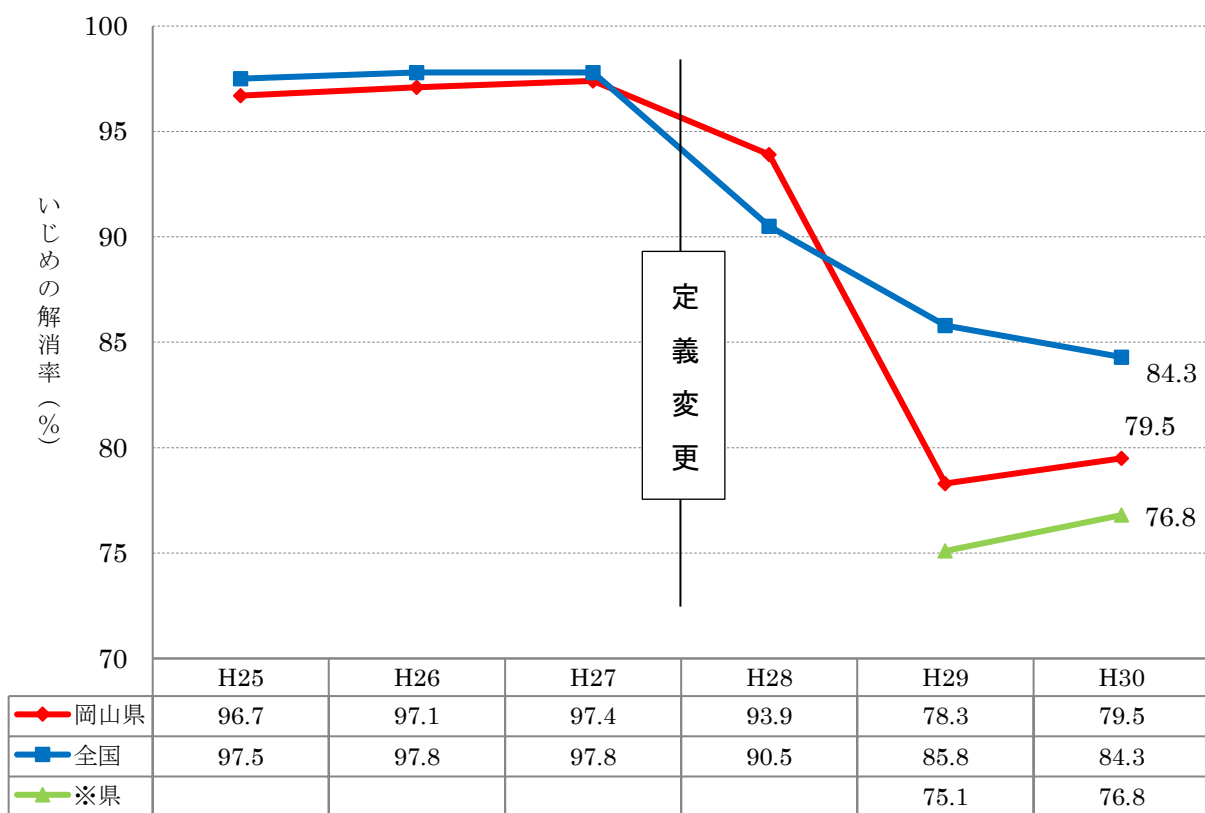
### 1000人当たりのいじめの認知件数の推移（小中高計）



いじめの認知件数の推移（校種別）



いじめの解消率の推移（小中高計）



# 国公立

## 【資料3】高等学校中途退学者の状況

・通信制課程の中退者数が増加傾向にあるが、県全体の中退率に増減はなく、全国と同率であった。

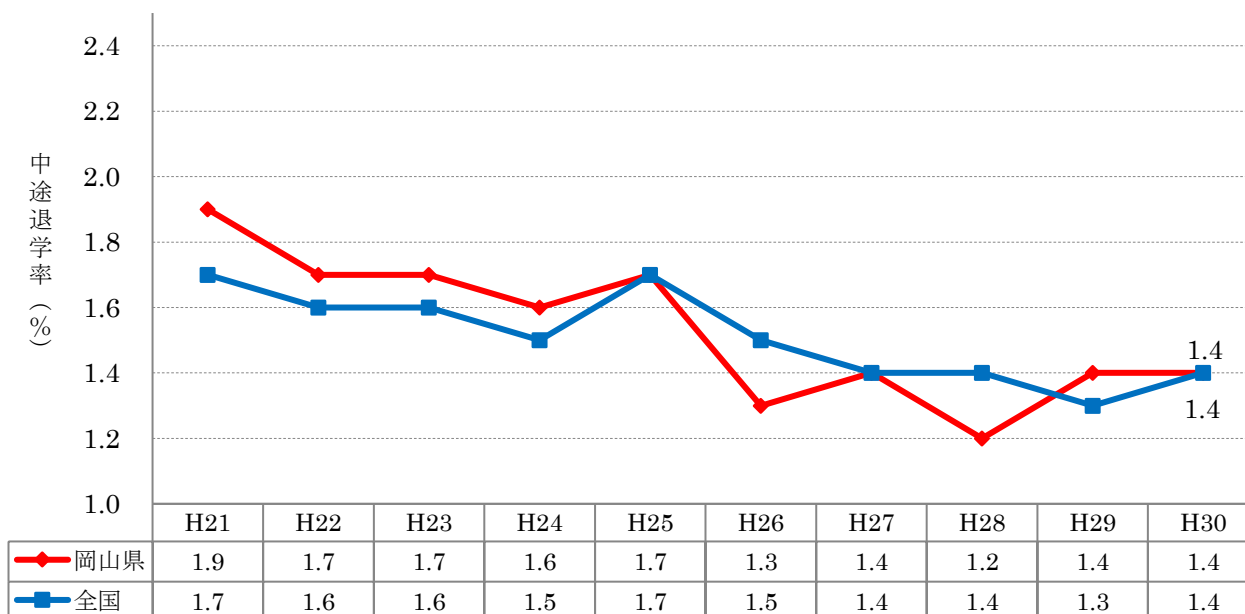
### <公立・私立 計>

中退者数・中退率等		公立・私立			
年度	課程	中途退学者数	在籍者数 <4/1 現在>	中退率 (%)	
				岡山県	全国
平成28年度	全日制	501	53,554	0.9	0.9
	定時制	120	1,467	8.2	9.5
	通信制	53	1,930	2.7	5.5
	計	674	56,951	1.2	1.4
平成29年度	全日制	573	53,065	1.1	0.9
	定時制	113	1,352	8.4	9.4
	通信制	131	2,327	5.6	4.9
	計	817	56,774	1.4	1.3
平成30年度	全日制	561	52,679	1.1	1.0
	定時制	78	1,275	6.1	9.1
	通信制	158	2,983	5.3	5.4
	計	797	56,937	1.4	1.4

○ 中途退学者の定義

「中途退学者」とは、当該年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

高等学校中途退学率の推移（国公立計）



# 国公立

## 【資料4】長期欠席・不登校等の状況

・全国の傾向と同様に、いずれの校種においても増加している。

<国立・公立・私立 計> ※県 … 岡山市（政令市）を除く公立学校

校種	年度	長期欠席者数	理由別人数							不登校出現率(%)		
			病気	経済的理由	不登校	その他			岡山県	※県	全国	
						うち、欠席90日以上	うち、出席10日以下	うち、出席0日				
小学校	H28年度	1,647	578	0	519	273	58	19	550	0.51	-	0.47
	H29年度	1,636	537	0	574	239	43	24	525	0.57	0.49	0.54
	<b>H30年度</b>	<b>1,888</b>	<b>663</b>	<b>0</b>	<b>772</b>	<b>364</b>	<b>46</b>	<b>14</b>	<b>453</b>	<b>0.76</b>	<b>0.68</b>	<b>0.70</b>
中学校	H28年度	2,416	585	0	1,349	922	195	75	482	2.47	-	3.01
	H29年度	2,458	561	0	1,435	984	194	73	462	2.70	2.60	3.25
	<b>H30年度</b>	<b>2,679</b>	<b>668</b>	<b>0</b>	<b>1,599</b>	<b>1,067</b>	<b>210</b>	<b>76</b>	<b>412</b>	<b>3.09</b>	<b>2.93</b>	<b>3.65</b>
高等学校	H28年度	1,689	291	23	981	137	24	6	394	1.78	-	1.46
	H29年度	1,601	304	12	1,032	130	27	6	253	1.90	-	1.51
	<b>H30年度</b>	<b>1,786</b>	<b>363</b>	<b>4</b>	<b>1,195</b>	<b>181</b>	<b>29</b>	<b>13</b>	<b>224</b>	<b>2.22</b>	<b>-</b>	<b>1.63</b>

○ 理由別長期欠席者数の定義

平成31年3月31日現在の在学者のうち、平成30年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数。

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

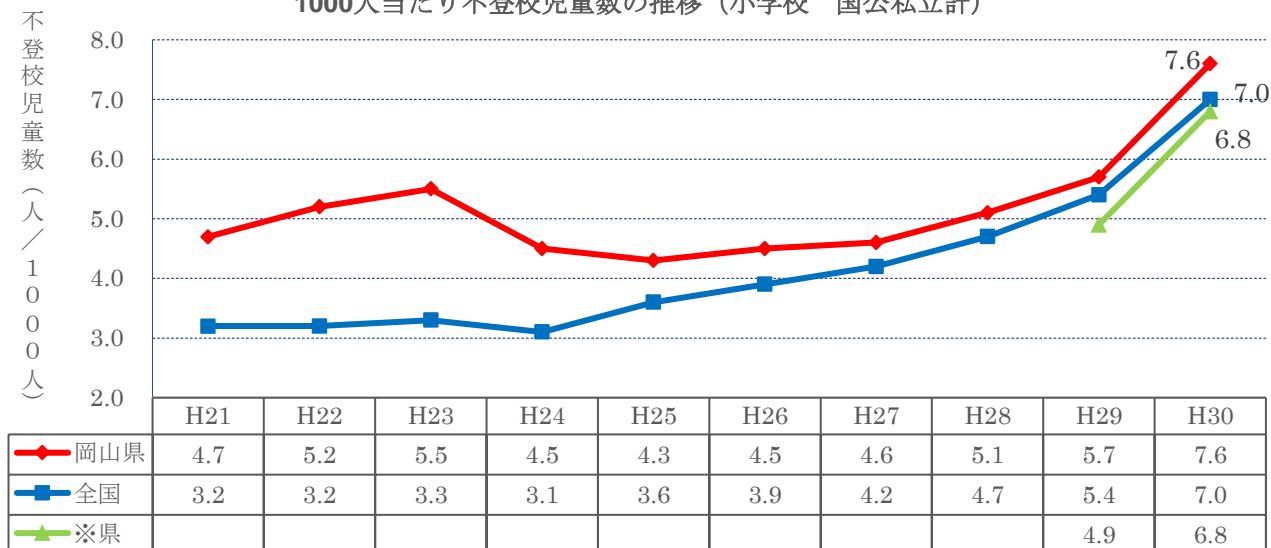
「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席している者。

<その他の具体例> 保護者の教育に関する考え方の無理解、外国での長期滞在者など

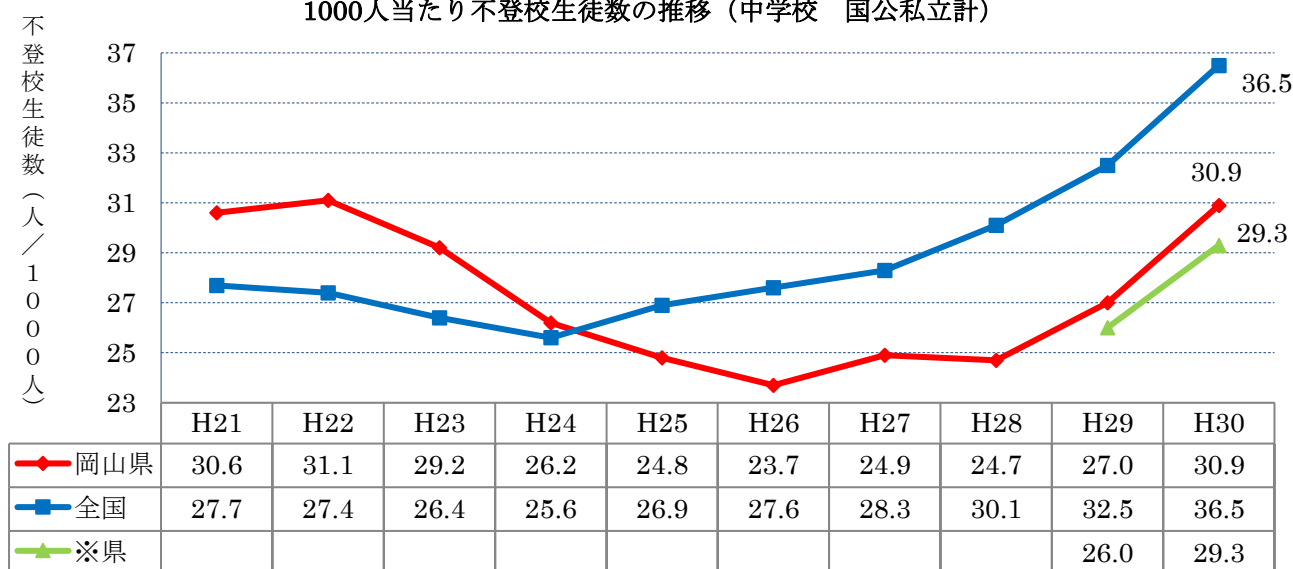
○ 高等学校の政令市別の数値は非公表

# 国公立

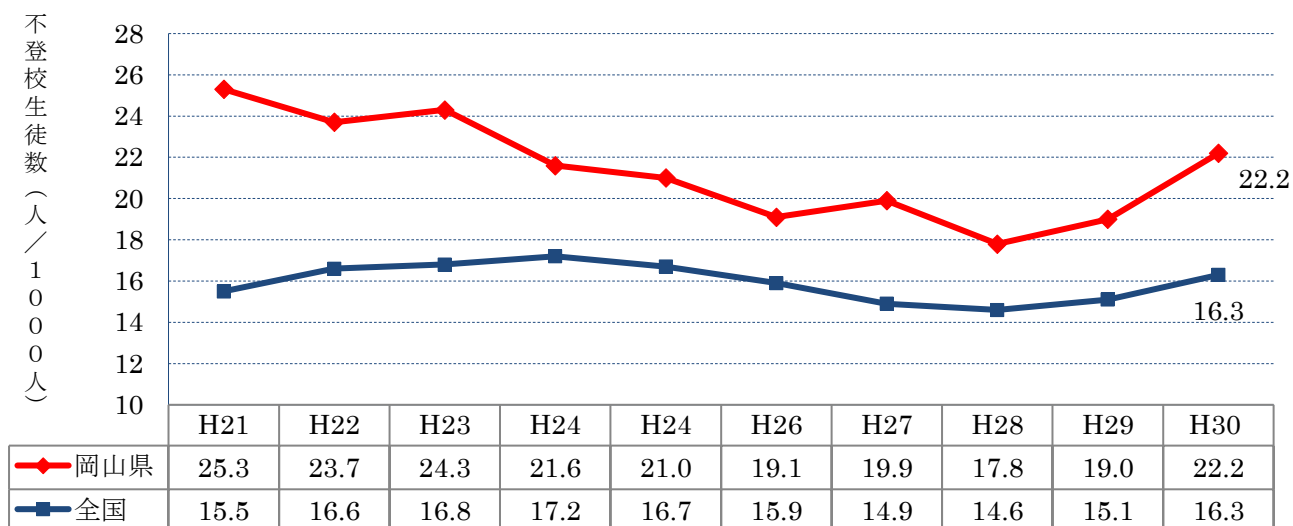
## 1000人当たり不登校児童数の推移（小学校 国公立計）



## 1000人当たり不登校生徒数の推移（中学校 国公立計）



## 1000人当たり不登校生徒数の推移（高等学校 国公立計）



# 国公立

## 【資料5】暴力行為の状況

・前年度まで増加していた小学校の発生件数が減少に転じ、高等学校はさらに減少しているが、中学校は増加している。

### <発生件数 国立・公立・私立 計> ※県 … 岡山市（政令市）を除く公立学校

小中高合計	発生件数		1000人当たりの発生件数		
	岡山県	※県	岡山県	※県	全国
平成28年度	1,110	-	5.2	-	4.4
平成29年度	1,219	614	5.8	4.7	4.8
<b>平成30年度</b>	<b>1,255</b>	<b>584</b>	<b>6.0</b>	<b>4.4</b>	<b>5.5</b>

○ 「1000人当たりの発生件数」：発生件数計 ÷ 在籍児童（生徒）数 × 1000

○ -はデータなし

○ 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

校種	年度	学校総数	学校の管理下		学校の管理下以外		発生件数計
			発生学校数	発生件数	発生学校数	発生件数	
小学校	平成28年度	403	101	355	18	26	381
	平成29年度	396	115	459	30	37	496
	<b>平成30年度</b>	<b>388</b>	<b>137</b>	<b>408</b>	<b>29</b>	<b>41</b>	<b>449</b>

1000人当たりの発生件数		
岡山県	※県	全国
3.7	-	3.5
4.9	3.5	4.4
<b>4.4</b>	<b>3.3</b>	<b>5.7</b>

中学校	平成28年度	167	109	501	26	35	536
	平成29年度	166	106	512	21	29	541
	<b>平成30年度</b>	<b>166</b>	<b>106</b>	<b>607</b>	<b>24</b>	<b>43</b>	<b>650</b>

9.8	-	8.8
10.2	9.8	8.5
<b>12.6</b>	<b>9.4</b>	<b>8.9</b>

高等学校	平成28年度	89	54	179	11	14	193
	平成29年度	89	46	172	7	10	182
	<b>平成30年度</b>	<b>90</b>	<b>53</b>	<b>156</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>156</b>

3.4	-	1.8
3.2	-	1.8
<b>2.7</b>	-	<b>2.1</b>

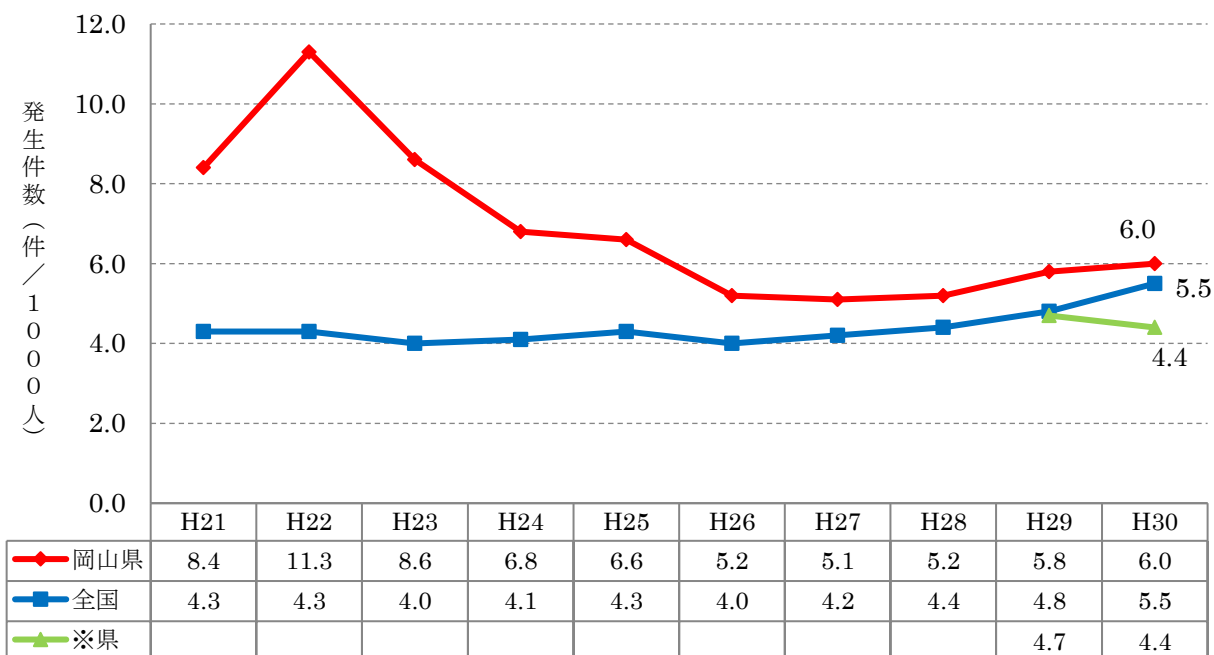
### <形態別発生件数 国立・公立・私立 計>

管理下	対教師暴力				生徒間暴力				対人暴力				器物損壊			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
H28	99	111	11	221	216	266	141	623	0	6	0	6	40	118	27	185
H29	105	126	10	241	285	296	121	702	2	2	0	4	67	88	41	196
<b>H30</b>	<b>82</b>	<b>140</b>	<b>11</b>	<b>233</b>	<b>270</b>	<b>377</b>	<b>116</b>	<b>763</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>54</b>	<b>86</b>	<b>29</b>	<b>169</b>

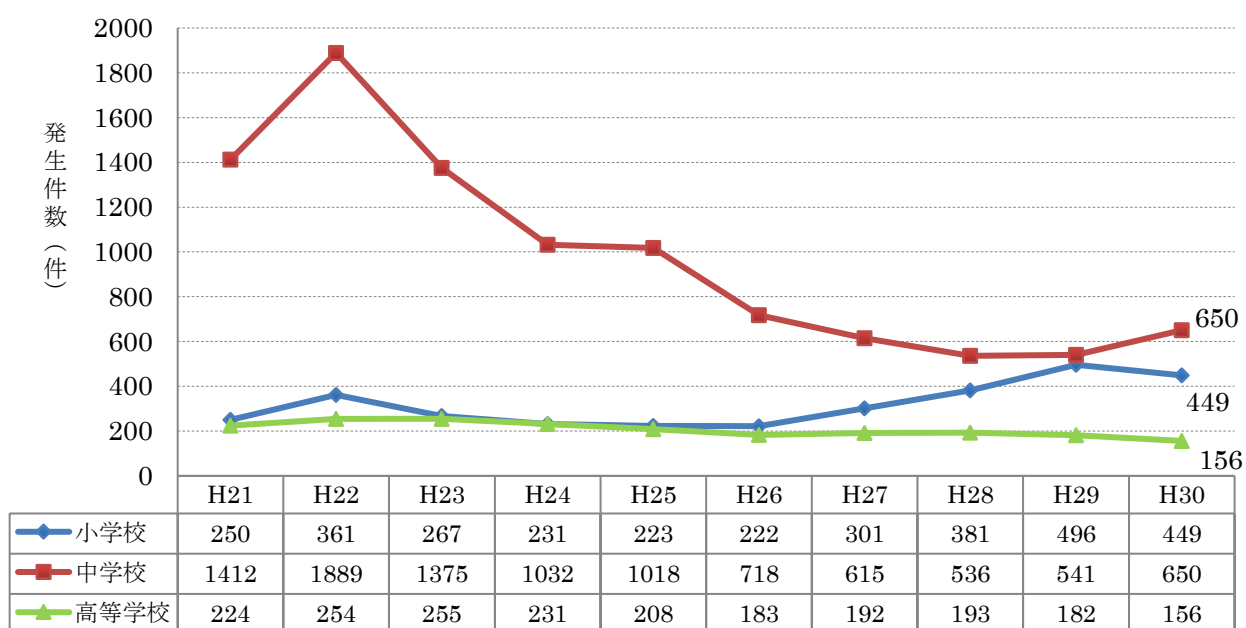
# 国公立

管理下 以外	対教師暴力				生徒間暴力				対人暴力			
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計
H28	0	0	0	0	26	24	10	60	0	11	4	15
H29	1	0	0	1	30	21	7	58	6	8	3	17
<b>H30</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>38</b>	<b>30</b>	<b>0</b>	<b>66</b>	<b>3</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>15</b>

1000人当たりの暴力行為の発生件数の推移（小中高計）



暴力行為の発生件数の推移（校種別）





平成30年度 児童生徒の問題行動等に関する調査結果(設置者別)

	小学校								中学校・中等教育学校							
	いじめ			長期欠席・不登校			暴力行為		いじめ			長期欠席・不登校			暴力行為	
	認知 件数	1000人当 りの認知件数	いじめの 解消率	長期欠席者数		不登校 出現率(%)	件数	1000人当 りの発生件数	認知 件数	1000人当 りの認知件数	いじめの 解消率	長期欠席者数		不登校 出現率(%)	件数	1000人当 りの発生件数
			うち、 不登校									うち、 不登校				
岡山県立	-	-	-	-	-	-	-	-	28	19.46	85.7%	33	19	1.32%	2	1.39
岡山市	740	19.70	86.9%	737	343	0.91%	205	5.46	242	13.95	81.8%	958	587	3.38%	329	18.97
倉敷市	579	21.04	72.9%	617	180	0.65%	68	2.47	244	19.34	63.5%	668	316	2.50%	145	11.49
津山市	119	21.72	72.3%	86	38	0.69%	8	1.46	55	19.86	81.8%	177	85	3.07%	15	5.42
玉野市	63	26.18	69.8%	39	28	1.16%	2	0.83	26	20.49	100.0%	76	56	4.41%	2	1.58
笠岡市	37	17.52	83.8%	26	6	0.28%	17	8.05	34	31.92	85.3%	47	27	2.54%	3	2.82
井原市	33	18.01	93.9%	27	12	0.66%	4	2.18	16	16.46	75.0%	55	41	4.22%	10	10.29
総社市	101	24.98	63.4%	71	26	0.64%	9	2.23	16	8.54	68.8%	79	31	1.65%	4	2.13
高梁市	50	43.25	72.0%	22	11	0.95%	14	12.11	14	21.81	64.3%	25	18	2.80%	4	6.23
新見市	51	40.38	88.2%	7	4	0.32%	1	0.79	29	38.51	89.7%	31	22	2.92%	10	13.28
備前市	170	127.53	84.1%	22	13	0.98%	4	3.00	33	46.22	78.8%	27	26	3.64%	10	14.01
瀬戸内市	69	37.70	88.4%	30	10	0.55%	2	1.09	42	47.19	71.4%	51	35	3.93%	6	6.74
赤磐市	75	31.33	80.0%	22	14	0.58%	18	7.52	30	25.49	93.3%	74	53	4.50%	28	23.79
真庭市	86	39.91	68.6%	22	13	0.60%	15	6.96	20	17.65	55.0%	55	46	4.06%	8	7.06
美作市	58	49.40	74.1%	33	8	0.68%	10	8.52	8	12.84	87.5%	40	29	4.65%	9	14.45
浅口市	52	31.52	94.2%	23	9	0.55%	14	8.48	21	26.35	85.7%	30	20	2.51%	6	7.53
和気町	13	23.51	69.2%	5	5	0.90%	5	9.04	8	23.46	87.5%	13	8	2.35%	5	14.66
早島町																
里庄町	23	36.11	43.5%	9	4	0.63%	1	1.57								
矢掛町	14	23.33	78.6%	8	6	1.00%	0	0.00								
新庄村																
鏡野町	13	20.31	69.2%	9	6	0.94%	3	4.69								
勝央町	11	16.92	81.8%	9	4	0.62%	1	1.54								
奈義町																
西粟倉村																
久米南町	3	16.95	100.0%	6	4	2.26%	0	0.00								
美咲町	11	17.05	36.4%	10	2	0.31%	0	0.00	7	19.50	100.0%	18	14	3.90%	6	16.71
吉備中央町	31	67.25	83.9%	18	9	1.95%	7	15.18								
公表しない 町村の計	83	68.31	67.5%	19	10	0.82%	3	2.47	39	18.83	84.60%	107	76	3.67%	23	11.11
<b>県全体の 合計・平均</b>	<b>2485</b>	<b>24.98</b>	<b>78.6%</b>	<b>1877</b>	<b>765</b>	<b>0.77%</b>	<b>411</b>	<b>4.13</b>	<b>912</b>	<b>18.67</b>	<b>77.0%</b>	<b>2564</b>	<b>1509</b>	<b>3.09%</b>	<b>625</b>	<b>12.79</b>

<参考>H29 1579 15.79 79.9% 1615 572 0.57% 469 4.69 837 16.71 74.1% 2363 1370 2.73% 511 10.20  
対前年度増減 906 9.19 -1.30% 262 193 0.20% -58 -0.56 75 1.96 2.90% 201 139 0.36% 114 2.59

※ 網掛け部分は、該当の町村に小学校(中学校)が1校のため公表しない。  
※ 暴力行為は、学校の管理下・学校の管理下以外の合計による。

## 総括（成果・課題及び対応等）

### 1. これまでの取組

- ① **魅力ある学校・学級づくり、児童生徒の主体的な活動の充実**
  - ・ 特別活動や道徳の充実を図り、自己存在感や充実感を得られる魅力ある学校・学級づくりと自己指導能力を育むわかる授業づくり
  - ・ 心理検査等を活用し、学級集団の状態把握を基にした児童生徒の絆づくりの推進
  - ・ スマホ・ネット問題に主体的に取り組む「OKAYAMAスマホサミット」の開催と普及
- ② **早期からの組織的な生徒指導体制の構築**
  - ・ 校内の生徒指導担当者を核とした全教職員によるきめ細かい児童生徒の状況把握や情報共有に基づいた組織としての対応等、学校の生徒指導体制の充実
  - ・ いじめ問題対策基本方針に基づいた、日常のきめ細かな観察やいじめ防止のためのアンケート調査、個別面談等の取組の工夫とその後の対応の徹底
  - ・ 小学校への登校支援員の継続配置、専門指導員の巡回・指導等による長期欠席・不登校への早期対応の充実
- ③ **専門家や警察等関係機関との連携**
  - ・ S S Wの学校等への巡回訪問の実施による、対象児童生徒や家庭環境等への未然防止や早期対応等も含めた支援の充実
  - ・ S Cの小学校への配置拡充等による児童生徒等の心のケアの充実や心理教育の実施
  - ・ 学校警察連絡室等、関係機関との連携による学校内外の問題行動への指導や、非行防止教室、あいさつ運動等の取組による規範意識の向上

### 2. 成果と課題

- いじめの認知件数については、きめ細かい把握と対応に努めた結果、いずれの校種も増加しており、特に小学校の増加が著しい。いじめの解消率については、微増ではあるが上昇している。今後もいじめの積極的な認知と解消に努めていく必要がある。
- 長期欠席・不登校については、全国の傾向と同様に、いずれの校種においても増加している。
- 暴力行為については、昨年度まで増加していた小学校の発生件数が減少に転じ、高等学校はさらに減少しているが、中学校は増加している。

### 3. 対応等

- ① **組織的な生徒指導のさらなる徹底**
  - ・ 『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』及び『起立性調節障害対応ガイドライン』の普及啓発と活用促進により、個々の児童生徒の状態の変化を重視した組織的対応の徹底
  - ・ 生徒指導専任リーダーの配置拡充による、小学校における生徒指導担当者の中核的機能強化の推進とその成果の普及
  - ・ 別室指導担当教員及び支援員の配置による、中学校における別室指導の有効な活用
- ② **児童生徒の規範意識・コミュニケーション能力等の育成**
  - ・ 落ち着いた学習環境の下での道徳教育や体験活動の充実等による規範意識等の醸成
  - ・ 特別活動の充実による自己有用感の高揚及び感情コントロールやコミュニケーション能力の育成
  - ・ 非行防止教室やあいさつ運動等の実施による規範意識向上の推進
  - ・ ペアレンタルコントロール（時間制限機能等）の普及・啓発による、スマホ・ネットの長時間利用等の課題への対策強化
- ③ **専門家や関係機関、医療等との連携の推進**
  - ・ 不登校対策担当者のコーディネートによる登校支援員等の効果的活用
  - ・ 未然防止、早期対応の視点や「チーム学校」を重視したS C、S S W等専門家の積極的な活用
  - ・ 活動範囲を小学校にも拡充した学校警察連絡室等、関係機関と連携した取組の推進及び生徒指導ノウハウの普及
- ④ **就学前教育の充実**
  - ・ 就学前教育スーパーバイザーを活用して、保幼小接続を促す教育活動を展開し、子育てにおける保護者支援を進めるなど、就学前の子どもの生活習慣等の確立
  - ・ 就学前S S Wの配置による、早期からの家庭への働きかけや関係機関と連携した取組による問題行動等の未然防止